

平成 22 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回臨時会

平成22年11月29日 開会

平成22年11月29日 閉会

宝達志水町議会

本臨時会に付議された議案件名

- 議案第95号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第96号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第97号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第98号 平成22年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第99号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第100号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成22年11月29日（月曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	9 番	北 本 俊 一
2 番	柴 田 捷	10 番	中 川 信 夫
3 番	津 田 勤	11 番	金 田 之 治
4 番	中 谷 浩 之	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治
8 番	守 田 幸 則		

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	太 田 永 作
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	羽 多 良 英
税 務 課 長	溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長	西 山 俊 英
健 康 福 祉 課 長	高 島 信 夫
ふるさと振興室長	中 村 努
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博
学 校 教 育 課 長	栗 原 政 典

生涯学習課長補佐 村 井 伸 行
会 計 課 長 村 井 一 隆
志雄病院事務局長 鍛 治 一 良

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第95号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第96号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第97号 平成22年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第98号 平成22年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第99号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第100号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第101号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第102号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第103号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 質 疑
- 日程第14 討 論
- 日程第15 採 決

◎開会・開議

○議長（金田之治君） ただいまから平成22年第3回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、14番 近岡義治君、1番 萩山恭子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、地域を支える建設業の健全化に向けた「公契約法（条例）」の制定を求める陳情書ほか3件の陳情・要望をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成22年10月分に関する例月出納検査並びに定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今臨時会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、日程第4 議案第95号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）から日程第12 議案第103号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでの議案9件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成22年第3回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたしました案件は、今年度の人事院勧告に準拠したもので、町議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当の引き下げと、一般職の職員の給与及び期末・勤勉手当の引き下げなどの改定に係る補正予算案5件と条例案4件、あわせて9件であります。

まず、補正予算は、議案第95号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算から3,544万3,000円を減額し、78億9,167万9,000円とするものであります。

補正の内容は、人件費全般にわたって、人事院勧告に準じた給与等の改定による減額並びに人事異動に伴う所要額を更正するものであります。

議案第96号から議案第99号までは、特別会計及び企業会計に係る補正予算でありまして、同じく職員の給与改定等に伴いそれぞれ減額補正を行うものであります。

次に、議案第100号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この内容といたしましては、本年8月に国の人事院が民間給与と公務員給与の較差を考慮し、公務員の期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うように引き下げるよう勧告を行ったことを受け、一般職の職員及び国の特別職の職員等が改定を行うことに準じて、期末手当の支給割合を0.15カ月分引き下げ、2.9カ月とするものであります。

次に、議案第101号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例についてと、議案第102号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この2件につきましても、町議会の議員の期末手当と同様に一般職の職員等の改定に準じて、期末手当の支給割合を0.15カ月分引き下げるものであります。

次に、議案第103号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

主な内容といたしましては、民間給与の実態を反映し、月例給及び期末・勤勉手当を引き下げる内容の人事院勧告に準じて、本町におきましても、中高年齢層（40歳代以上）の職員の給料月額を平均0.1%引き下げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を4.15カ月から3.95カ月に、0.2カ月分引き下げる改定を行うものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎質 疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第13 議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、日程第14 討論を行います。

討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 議案第103号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてに反対の立場から討論を行います。また、この条例改正案に基づく各会計予算案、議案第95号から99号の5件に反対するものであります。

本議案は、8月の人事院の勧告に基づいて町職員の給料表及び諸手当の改定を行うもの

ですが、これが実施されれば職員は月例給、ボーナスともに引き下げられることになり、年間平均給与が6万2,000円のダウンとなると説明がありました。また、期末手当での調整措置ということで、今年4月から今月分までの給与についてもさかのぼって、今回改定の基準ボーナスから差し引くことも条例の内容に含まれています。これは、いったん支払った給与を返せということにほかならず、職員の暮らしに大きなダメージを与えるのは明らかです。このような給与カットの遡及適用は認めることはできません。

今回の条例改定で、職員とその家族に対し、昨年度に引き続き2年連続で大幅な給与削減を強いることになり、今後の生活設計や人生設計に与える影響は余りにも大き過ぎます。こうした理不尽で大幅な給与削減は、絶対やるべきではありません。大幅な給与削減は、職員の生活だけにとどまらず、この地域経済に少なくない影響を及ぼします。

公務員賃金と民間賃金の引き下げの悪影響が消費不況を一層加速し、地域経済を疲弊させていくだけであります。家計を暖めて、消費を暖めてこそ物が売れるようになり、それができれば製造業も生産を伸ばし、商業も活発になり、景気全体が上向き、民間給与も引き上がる条件が開かれてきます。民間と公務員が給与の引き下げ競争を推し進める、こうした悪循環は一刻も早く断ち切るべきことを指摘し、反対討論いたします。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決を行います。

議案第95号 平成22年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第95号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議がありますので、起立により採決します。

議案第95号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第96号 平成22年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第99号 平成22年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決します。

議案第96号から議案第99号までの議案4件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議がありますので、起立により採決します。

議案第96号から議案第99号までの議案4件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第96号から議案第99号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第100号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第100号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第101号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第102号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

議案第101号及び議案第102号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第101号及び議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第103号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第103号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議がありますので、起立により採決します。

議案第103号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成22年第3回臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 近 岡 義 治

署名議員 萩 山 恭 子